

記載例： 夫・フランス人、妻・日本人の場合

婚姻届

窓口届出日、または投函日を記入

令和 8 年 4 月 4 日 届出

大使 殿

在マルセイユ日本国 総領事

国籍証明書、婚姻証明書に記載されているフルネームを略さず記入ください。

- ❖ 鉛筆、シャープペンや消えやすいインクで書かないでください。
- ❖ 記載した文字等を訂正・加筆・削除するときは、修正液、修正テープ等は使用せず、誤字に二重線を引き、訂正削除して下さい。

人名には外国文字(アルファベット等)や「・」(なかてん)、「. 」(コンマ)、「. 」(ピリオド)等の符号を使用することはできません。区切らず一続き記入ください。

第 書類調査票	住民票 通知
夫 になる 人	妻 になる 人
氏 名	氏 名
デュボン アントワンジュル	外務 花子
生 年 月 日	生 年 月 日
19 99 年 9 月 9 日	平成 11 年 1 月 1 日
(2) 住 所	住 所
フランス国ローヌ県リヨン市第10区 パリ通り1番地	同左
(3) 本 籍	本 籍
フランス	東京都千代田区霞が関二丁目2
外国人のときは (国籍だけを書い てください)	外国人のときは (国籍何国)とだけ書いてください。
筆頭者の氏名	筆頭者の氏名
父 母 及 び 養 父 母 の 氏 名 父 母 と の 続 き 柄	父 母 及 び 養 父 母 の 氏 名 父 母 と の 続 き 柄
父 デュボン,クロードアンドレ	父 外務 太郎
母 ルコント,マリーテレーズ	母 外務 明子
養父	養父
養母	養母
続 き 柄	続 き 柄
長 男	二 女
養 子	養 女
婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍
□夫の氏 □妻の氏	□夫の氏 □妻の氏
新本籍(左の□の氏の人がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください)	新本籍(左の□の氏の人がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください)
東京都千代田区霞が関二丁目2	東京都千代田区霞が関二丁目2
同居を始めたとき	同居を始めたとき
令和 7 年 7 月	令和 7 年 7 月
初婚・再婚の別	初婚・再婚の別
☑初婚 再婚	☑初婚 再婚
同居を始める前の夫婦のそれぞれ の世帯のおもな仕事と	同居を始める前の夫婦のそれぞれ の世帯のおもな仕事と
夫 妻	夫 妻
夫 妻	夫 妻
夫 妻	夫 妻
夫 妻	夫 妻
夫 妻	夫 妻
夫 妻	夫 妻
夫婦の職業	夫婦の職業
夫の職業	妻の職業
会社員	会社員

その他	その他
令和 8 年 4 月 1 日 フランス国 の方式により婚姻成立、リヨン市第10区長作成の婚姻証書添付。	令和 8 年 4 月 1 日 フランス国 の方式により婚姻成立、リヨン市第10区長作成の婚姻証書添付。
外国人配偶者は署名不要です。	外国人配偶者は署名不要です。
自筆で戸籍の記載通りに署名ください。	自筆で戸籍の記載通りに署名ください。
捺印は任意です。	捺印は任意です。

届出人署名 (※押印は任意)	届出人署名 (※押印は任意)
夫	妻
外務 花子	外務 花子

事件簿番号	事件簿番号
1, rue de Paris, 69000 Lyon TEL. 06 00 00 00 00 Email : gaimuhanako@todokede.com	1, rue de Paris, 69000 Lyon TEL. 06 00 00 00 00 Email : gaimuhanako@todokede.com

人	人
印	印
生 年 月 日	生 年 月 日
住 所	住 所
本 籍	本 籍
番地 番	番地 番

記入の注意

- 届書はすべて日本語で書いてください。
この届出は長年保存されますので、鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
- 「筆頭者の氏名」欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
- 日本と外国の二つの国籍をもっている人は、日本人として本籍欄を書いてください。
当事者の一方が外国人のときは、本籍欄に「国籍何国」とだけ書いてください。
外国人のうち、次の地域の法を本国法とするものは、国籍に代えて地域を記載することができます。
①台湾
②パレスチナ(ヨルダン川西岸地区及びガザ地区)
- 父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけ書いてください。
養父母についても同じように書いてください。
- には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。ただし、外国人と婚姻する場合にはつけない
外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくられますので、希
くください。
- 届を出す日に同居を始める人は、その日に同居したものととしてその年月を書いてください。
まだ同居を始めていない人は、その他の欄に「まだ同居を始めていない。」と書いてください。
- 再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。
内縁のものはふくまれません。 ✓ ✓
- 夫 、妻 に当てはまると思うものに夫 、妻 のようにしるしをつけてください。
- 在留国の法律で婚姻したときは、婚姻した日から3か月以内に婚姻証明書をそえて出してください。この
ず、「その他」欄に婚姻成立年月日、婚姻の方式及び婚姻証書作成者の職名を記載してください。
外国文の証明書には翻訳者を明らかにした訳文を添付してください。
当事者の一方が外国人のときは、在留国の法律で婚姻してから出してください。この場合、外国人の国(写
し等)を提出してください。
- 未成年者が婚姻するときは、父母(養子のときは養親)の同意書を出すか、または父母がその他の欄に同
(※押印は任意)してください。
- 届出人や証人の署名は、はっきりとよめるようにそれぞれ本人が書いてください。なお、外国人が外国語
「よみかた」をカタカナで併記してください。
- 届書は2通出してください。
- 戸籍謄本は原則不要ですが、本籍地において戸籍情報が電算化されていない方については、戸籍謄
本を提出してください。